

岡山市行方不明高齢者さがしてメール事業利用規約

(はじめに)

第1条 この規約は岡山市行方不明高齢者さがしてメール事業実施要綱に基づき、利用条件などについて定めるものです。

(行方不明になる恐れのある方の登録)

第2条 認知症で行方不明になる恐れのある高齢者等(以下「登録者」という。)の登録は、「岡山市行方不明高齢者さがしてメール事業登録申請書(様式第1号)」の提出が必要です。

- 2 登録にかかる費用は無料です。
- 3 登録届を提出された方は、この規約の記載内容に同意したものとみなします。

(検索協力事業所や検索協力者の登録)

第3条

検索協力事業所や検索協力者(以下「協力者等」という。)は、メールアドレス等の登録をもってこの規約の記載内容に同意したものとみなします。

- 2 メールアドレス等の登録を行うかどうかの判断は、各自の判断によるものとします。
- 3 登録内容の変更および登録の解除を希望する場合は、市へ「岡山市行方不明高齢者さがしてメール協力者登録情報変更・廃止届(様式第4号)」の提出が必要です。

(電子メール配信)

第4条 登録及び情報提供は無料ですが、メールの送受信に要する通信費などは、協力者等の負担となります。

- 2 本事業を利用する場合は okayama@sosdb.jp からのメールを受信可能な設定としてください。
- 3 メール配信システムは、すべての利用環境に対して完全な動作を保証しているものではありませんので、利用する環境や機械によって、メールの送受信ができない場合があります。
- 4 受診したメールの事業目的以外の利用及び転送などは行わないでください。
- 5 検索協力の依頼等に関するメールの配信について 365 日対応しますが、メールの配信時間は 8 時から 20 時とします。
- 6 メールで行方不明情報を受け取った協力者等は、生活の中の可能な範囲で検索を行い行方不明者情報に該当する方を見かけたときに、メールに記載している連絡先(警察署等)にご連絡ください。
- 7 荒天時や早朝、深夜などの無理な検索を依頼するものではありません。
- 8 交通状況や事故には十分にご注意ください。
- 9 検索協力の解除の連絡があった場合は、解除メールを送信します。

10 行方不明者の情報以外に、認知症に関するイベント等の情報を配信する場合があります。

(検索協力の依頼・依頼解除)

第5条 検索協力を依頼される方は市へ連絡する前に、警察署へ行方不明届をご提出ください。

2 検索協力の依頼及び解除は、「岡山市行方不明高齢者さがしてメール発見依頼書・依頼解除書(様式第3号)」の提出をもって行うこととします。

3 ご希望の方は、検索メールに実名や写真を掲載することが可能です。登録届の公開範囲で意思表示していただくとともに、電子メール配信前に掲載項目の確認をさせていただきます。

4 検索協力の解除は、検索依頼者から市への連絡後に行います。

(免責事項)

第6条 市は、申請者、登録者、届出者が事業を利用したことにより発生した損害、及び第三者に与えた損害等についても、責任を負いません。

2 市は、配信したメールの情報をういて検索協力事業者等が行うすべての行為や、その途中で発生した損害、第三者に与えた損害などについても、責任を負いかねます。

3 市はメールのなどの障害について、原因のいかんを問わず責任を負いかねます。

4 市はメール配信システムの障害やメンテナンス、その他のやむ負えない理由により事前に通知することなくメールの配信を中断停止することがあります。

5 市は前項により発生した届出者等、協力者等及び第三者の損害について責任を負いかねます。

(登録の抹消)

第7条 この規約に違反した場合、そのほか市が不適切と判断した場合には、登録を抹消することがあります。

(規約の変更)

第8条 この規約は、法令などの改正や個人情報の一層の改善のため、内容の一部または全部を予告なしに変更することがあります。規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適応されます。

この規約は平成28年2月25日より施行します。

この規約は令和6年3月1日より施行します。